## （7）集落公民館等に係る固定資産税の減免制度について

集落等が所有する公民館等の施設及び敷地は、自己の用に供するものではなく公共性の高いものであることから、伯耆町税条例等により固定資産税が減免となる場合があります。

なお、減免を受けるには申請が必要となりますので、新しく施設等を所有・建築される自治会及び集落は、下記の事項を確認していただき住民課税務室にご相談ください。

記

| | |
|---|---|
| 対象施設 | 公民館その他これに準ずる施設<br>共同作業所その他これに準ずる施設<br>（施設がある敷地も含む） |
| 減免割合 | 10分の10（全額） |
| 減免制度の適用 | 申請書の提出が必要のため、必ず相談をお願いします。 |

※公民館等の建物が減免を受ける場合も、評価額算定の調査が必要となります。

【問い合わせ先】
住民課 税務室
担当 ： 井澤宏和・市川健人
電話 ： 68-3114 FAX:68-3866
Mail ： zeimu@houki-town.jp